

証券コード 6874
2021年9月10日

株 主 各 位

静岡県静岡市駿河区中田本町61番1号
協立電機株式会社
代表取締役社長 西 信之

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切な感染防止策を実施のうえ、開催いたします。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前に議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくようご検討ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2021年9月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県静岡市駿河区中田本町63番7号
アゼリアホール
(末尾の「第63回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第63期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以上

- ~~~~~
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kdwan.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して株主の皆様に提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイト (<http://www.kdwan.co.jp>) に掲載しております。
- なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申しあげます。
- ◎本年は株主総会ご出席者へのご来場記念品の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第63回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

【当社の対応について】

- ◎株主総会の運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- ◎受付ほか会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ◎株主総会の議事について例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。
- ◎本総会会場において感染拡大防止のため、座席の間隔を例年よりも拡げることから、ご用意できる株主様の座席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ◎今後の感染拡大の状況次第では株主の皆様の安全を第一に考え、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【株主の皆様へのお願い】

- ◎株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申しあげます。
- ◎ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ◎株主総会の議決権は、書面によっても行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ◎受付において、非接触式体温計にて検温させていただきます。体調不良とお見受けした方は、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎会場におきましては、アルコール消毒液の利用とマスクの着用についてご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況によっては、上記の内容を変更する場合もございますので、適宜当社ウェブサイト (<http://www.kdwan.co.jp>) をご確認くださいますようお願い申しあげます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益配分に関し、内部留保金について適正な水準での充実を図りつつ、継続的な配当を重視するとともに、配当性向を重視し業績に応じた適正な利益配分の継続を基本方針としております。

このような方針のもと、当事業年度の業績及び今後の事業環境を考慮し、期末配当及び剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。	
2	配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 総額	金55円 221,333,530円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年9月29日	

2. 剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	600,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を5名増員し、10名から15名に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

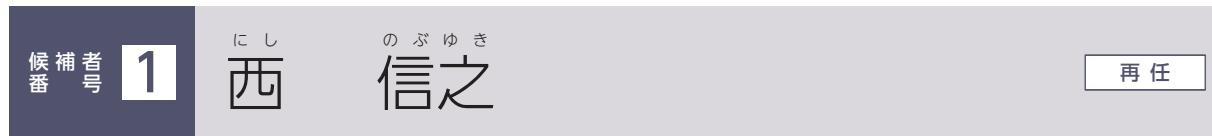
(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	第19条 当会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。

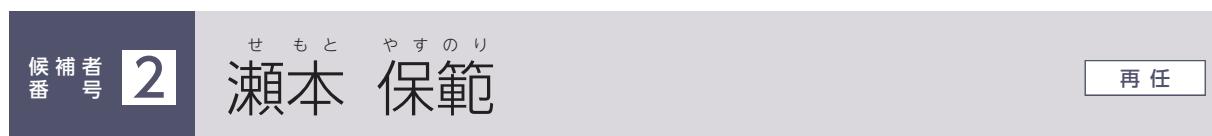
第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を3名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。



- 生年月日：1956年8月23日生 ■ 所有する当社の株式数：262,483株
- 略歴、当社における地位及び担当
- | | |
|----------------------------|------------------------------------|
| 1985年8月 当社入社 | 2007年9月 当社専務取締役就任 |
| 1986年4月 当社取締役就任 | 2016年1月 当社代表取締役社長就任（現在） |
| 1990年8月 当社東京支店長（現・東京支社長）就任 | 2018年7月 協立テストシステム株式会社代表取締役会長就任（現在） |
| 1994年8月 当社常務取締役就任 | |
- 重要な兼職の状況
協立テストシステム株式会社代表取締役会長



- 生年月日：1959年6月25日生 ■ 所有する当社の株式数：3,615株
- 略歴、当社における地位及び担当
- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 1982年3月 当社入社 | 2011年9月 当社常務執行役員就任 |
| 2001年7月 当社関西支店長就任 | 2017年1月 当社海外営業本部長兼第三営業本部長就任（現在） |
| 2004年1月 当社システム営業部長就任 | 2017年9月 当社取締役就任 |
| 2005年4月 当社執行役員就任 | |
| 2007年8月 当社第三営業本部Aユニット長就任 | 2019年9月 当社常務取締役就任（現在） |

候補者
番号

3

おおいし かつひさ
大石 勝久

再任

■ 生年月日：1962年8月18日生**■ 略歴、当社における地位及び担当**

1985年3月 当社入社
 2004年1月 当社第二営業部長就任
 2007年4月 当社執行役員就任
 2007年8月 当社第三営業本部Bユニット長就任
 2011年9月 当社常務執行役員就任
 2015年4月 当社営業本部長（現・国内営業本部長）就任（現在）

■ 所有する当社の株式数：5,431株

2017年9月 当社取締役就任
 2018年4月 当社工事本部長就任（現在）
 2019年4月 当社ロボット本部長就任（現在）
 2019年9月 当社常務取締役就任（現在）

候補者
番号

4

ふじしま よしひこ
藤嶋 善彦

再任

■ 生年月日：1956年6月9日生**■ 略歴、当社における地位及び担当**

2004年12月 当社入社
 2005年11月 当社東京支社長就任
 2008年8月 東海システムサービス株式会社代表取締役社長就任（現在）
 2008年9月 当社執行役員就任
 2011年9月 当社常務執行役員就任

■ 所有する当社の株式数：10,317株

2012年5月 当社関東ブロック統括就任
 2015年6月 株式会社メック代表取締役社長就任（現在）
 2017年7月 当社関東ブロック営業本部長就任（現在）
 2017年9月 当社取締役就任（現在）

■ 重要な兼職の状況

東海システムサービス株式会社代表取締役社長
 株式会社メック代表取締役社長

候補者
番号

5

こじま もとはる
小島 基治

新任

■ 生年月日：1961年10月23日生

■ 略歴、当社における地位及び担当

1981年10月 当社入社
1994年11月 当社富士サービスセンター長就任
2001年1月 当社富士サービス部長就任
2004年10月 当社CE本部システムサービス部長就任

■ 所有する当社の株式数：2,457株

2009年7月 当社CE本部富士統括部長就任
2017年4月 当社執行役員CE本部副本部長就任
(現在)

候補者
番号

6

あらい よしろう
新井 由朗

新任

■ 生年月日：1963年11月21日生

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
2005年8月 当社エンジニアリング本部第二SI技術部長（現・第一エンジニアリング本部第二SI技術部長）就任
2011年7月 当社第一エンジニアリング本部KDサポートセンター長就任

■ 所有する当社の株式数：3,076株

2017年1月 当社第一エンジニアリング本部副本部長就任（現在）
2017年4月 当社執行役員就任（現在）

候補者
番号

7

ひらい しんたろう
平井 伸太郎

新任

■ 生年月日：1973年2月8日生

■ 略歴、当社における地位及び担当

1995年4月 当社入社
2017年4月 当社管理本部長兼総務部長就任（現在）

■ 所有する当社の株式数：1,044株

2018年10月 当社IR室長就任（現在）
2019年4月 当社執行役員就任（現在）
2019年7月 当社CR管理委員長就任（現在）

候補者番号

8

すずき
まさし
鈴木 雅

再任

社外

独立

■ 生年月日：1956年4月28日生**■ 略歴、当社における地位及び担当**

1980年4月 しづおか信用金庫（現・しづおか焼津信用金庫）入庫
 2001年6月 同庫理事就任
 2007年6月 同庫常務理事就任
 2009年6月 同庫常務理事退任
 2009年7月 たしばなりース株式会社代表取締役
 社長就任
 2010年6月 同社代表取締役社長退任
 2010年6月 SSBソリューション株式会社取締
 役就任

■ 重要な兼職の状況

SSBソリューション株式会社顧問

■ 所有する当社の株式数：-株

2012年6月 同社常務取締役就任
 2018年4月 SSBホールディングス株式会社取
 締役就任
 2019年9月 当社社外取締役就任（現在）
 2021年6月 SSBホールディングス株式会社取
 締役退任
 2021年6月 SSBソリューション株式会社顧問
 就任（現在）

候補者番号

9

もちづき
まこと
望月 誠

新任

社外

独立

■ 生年月日：1956年7月22日生**■ 略歴、当社における地位及び担当**

1980年4月 静岡県庁入庁
 2012年4月 静岡県経済産業部商工業局長就任
 2014年4月 静岡県理事（産業成長戦略担当）就
 任
 2016年4月 静岡県公営企業管理者企業局長就任
 2017年3月 同庁退職
 2017年6月 静岡県産業振興財団副理事長兼専務
 理事就任

■ 所有する当社の株式数：-株

2018年6月 公益財団法人静岡県体育協会（現・
 公益財団法人静岡県スポーツ協会）
 理事（非常勤）就任（現在）
 2019年6月 生活協同組合ユーノーブル理事（非常
 勤）就任（現在）
 2020年7月 公益財団法人静岡県産業振興財団フ
 ズ・ヘルスケアオープニングイノベ
 ションセンター長（非常勤）就任
 （現在）

■ 重要な兼職の状況

公益財団法人静岡県スポーツ協会理事（非常勤）

生活協同組合ユーノーブル理事（非常勤）

公益財団法人静岡県産業振興財団フーズ・ヘルスケアオープニングイノベーションセンター長（非常勤）

- (注) 1. 取締役候補者西信之氏は、協立テストシステム株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社と原材料の販売・購入等の取引関係があります。
2. その他の候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者鈴木雅氏及び望月誠氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は鈴木雅氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、望月誠氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
- (1) 鈴木雅氏につきましては、たしかにリース株式会社の代表取締役を務められたことに基づく、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 望月誠氏につきましては、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、静岡県経済産業部商工業局長、静岡県理事（産業成長戦略担当）、静岡県公営企業管理者企業局長を歴任され、また、静岡県産業振興財団副理事長兼専務理事を務められたことに基づく、行政分野における豊富な経験や高い知見をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 鈴木雅氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、2年となります。

第4号議案 役員賞与支給の件

第63期末時点の社外取締役を除く取締役5名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与を総額15,600千円支給することいたしました。

なお、本議案につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定したものとなっており、相当であると判断しております。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2002年9月開催の第44回定時株主総会において取締役については「年額1億5千万円以内」、監査役については「年額2千万円以内」としてそれぞれご承認いただき今日に至っておりますが、当社の企業規模の拡大に伴う取締役の増員、その後の厳しい経営環境における責務の増大、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮いたしまして「取締役報酬年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）」「監査役報酬年額3千万円以内」と改定させていただきたいと存じます。本議案の取締役の報酬額につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬額には従来同様使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたします。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）、監査役は4名であります。第3号議案を原案どおりご承認いただきますと取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役は4名となります。

以上

添付書類

事業報告

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により国内外での経済活動が依然として大きく制限を受け、これに加え米中貿易摩擦による影響や英国のEU離脱問題、世界的な半導体の供給不足が各国経済に大きな影響を与えており、より多くの不確実性を抱えたまま景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループとしましては、経営基本方針としている「One Stop Shopping」施策を継続して推し進め、受注範囲の拡大及び収益性の向上を目指し、新たなビジネスモデル構築に尽力して参りました。人手不足が深刻化する環境下での省力化投資によるロボット需要の拡大、さらにはロボットの作業範囲を広げるAIの進展等、当社グループには強い追い風が吹いております。当連結会計年度後半では大手企業の設備投資に復調の兆しが見えて参りましたが、これに北米を襲った寒波に起因する樹脂不足と半導体の供給不足が水を差し、設備投資需要に供給が追いついていけないといった状況に陥っております。

国内外のお客様におかれましては、生産量そのものはコロナ前の水準まで回復しており、今後中長期的には新規の設備投資・研究開発投資が順調に拡大していくものと思われます。設備・研究開発投資依存型のビジネスモデルである当社グループの業績は、短期的な変動要因はあるものの多少の時差を伴って拡大期を迎えるものと予想しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は272億94百万円（前期比14.9%の減）となり、損益面としましては営業利益が12億47百万円（同37.4%の減）、経常利益が13億81百万円（同32.7%の減）、親会社株主に帰属する当期純利益が8億64百万円（同32.4%の減）となりました。

なお、当社グループのセグメント別概況は次のとおりです。
(インテリジェントFAシステム事業)

インテリジェントFAシステム事業では、引き続き各種検査装置が好調だったこと、ロボット関連事業の拡大もあり中盤から比較的順調に推移し利益率の改善も見られておりましたが、上半期の低調な推移と合わせ、終盤の半導体の供給不足等が影響し、売上高は99億74百万円（前期比13.8%の減）、営業利益は6億78百万円（同41.4%の減）と減収・減益になりました。

(IT制御・科学測定事業)

当事業のうちIT制御は主として製造業の合理化・研究開発の自動化等を目的とした設備投資の対象であるため、比較的景況の影響を受け易い傾向があります。一方、当事業の中でも科学測定分野は科学分析・計測機器等に代表される企業の新製品開発を目的とする部門や品質管理部門を対象とするため、景気の動向に左右されにくく安定的な分野あります。当連結会計年度においては、顧客の研究開発投資は依然として旺盛であり大きく復調が見られたものの、当事業に占める割合の大きい生産設備への投資については、復調傾向ではあるものの、この回復が当初の予測より時期的に遅かったことや経済環境によって規模的にも予想を下回る水準での推移となりました。これらの結果、売上高は172億88百万円（前期比15.5%の減）、営業利益は8億6百万円（同28.9%の減）と減収・減益になりました。

セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (2019年7月1日) (2020年6月30日)		当連結会計年度 (2020年7月1日) (2021年6月30日)		前年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
インテリジェント FAシステム事業	千円 11,569,471	% 36.1	千円 9,974,073	% 36.5	千円 △1,595,397	% △13.8
IT制御 ・ 科学測定事業	20,450,185	63.8	17,288,967	63.4	△3,161,217	△15.5
その他	40,969	0.1	31,170	0.1	△9,798	△23.9
合計	32,060,626	100.0	27,294,211	100.0	△4,766,414	△14.9

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1億27百万円で、その主な内容は業務効率の改善を目的とするソフトウェアの取得です。
なお、取得資金はすべて自己資金にて充当いたしました。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

イ 株式の取得または処分の状況

該当事項はありません。

□ 新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第60期 (2018年6月期)	第61期 (2019年6月期)	第62期 (2020年6月期)	第63期 (2021年6月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	33,027	34,125	32,060	27,294
経常利益(百万円)	1,824	2,251	2,052	1,381
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,021	1,390	1,279	864
1株当たり当期純利益(円)	253.88	345.55	317.97	214.94
総資産(百万円)	22,117	23,337	24,178	24,049
純資産(百万円)	11,088	12,311	13,374	14,111
1株当たり純資産額(円)	2,648.07	2,931.06	3,175.06	3,349.75

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 第63期(当連結会計年度)の状況につきましては、「(1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第61期の期首から適用しており、第60期における総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
アプレスト株式会社	141百万円	73.1%	制御用機器・情報処理システムの開発、製造、販売
協立機械株式会社	30	100.0	産業機械・工作機械・情報処理システムの開発、設計、販売
協和電工株式会社	43	100.0	FA自動制御システム並びに装置の設計、製作、加工、修理及び電気工事請負
S K C 株 式 会 社	41	60.2	制御用機器操作端の開発、製造、販売
協立テストシステム株式会社	30	100.0	半導体基板検査装置の開発、設計、製造、販売、メンテナンス
東海システムサービス株式会社	10	100.0	計測機器の販売、不動産管理
株 式 会 社 ア ニ シ ス	20	100.0	産業機械の設計、製作、販売
第一エンジニアリング株式会社	49	69.3	電子・電気自動制御システム・食品機械・水処理装置・情報ネットワーク装置並びにソフトウェアの設計、製作、加工、据付及び電気工事請負

(4) 対処すべき課題

① 海外展開を拡大させるための人材の充実

今後の海外展開の課題として、海外子会社と国内子会社、当社の営業及び技術部門がより一体となったフォローオン体制を構築することが必要であると認識しております。この上で、顧客からの多種多様な海外投資に関するニーズに対して包括的且つきめ細かな対応を求められております。その期待に応えるために関連部署担当者に海外ビジネスの習得と経験、語学力、海外固有の事情に対する適応力等が求められるとともに、海外駐在員も高度化するインテリジェントFAシステムを幅広く理解する知識が求められております。引き続き、これらのニーズに対応できるグローバル人材を拡充させるため、今後も様々な施策を打っていく所存であります。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で、人の往来が著しく制限されており、特に海外案件では従来対面で実施していた作業工程に大きく支障が出ております。当社グループとしても、社員及び顧客企業をはじめとするあらゆるステークホルダーの安全と健康を守り、安定的に事業運営を継続していくための対策を講じることが最重要課題の一つと捉えております。これら課題についてもリモートによる新たな手法を確立して参りましたが、更なるブラッシュアップを目指し、コミュニケーションに囚われない顧客の安全・安心、高品質への期待に応えて参ります。

② 新製品開発力の強化

研究開発型企業である当社グループにとって、新製品の開発は最も優先すべき課題の一つと認識しております。この課題に対し変化する時代に即したニーズの中からビジネスチャンスを探し求め、小さな環境の変化にも意識を傾け情報を収集していく必要があります。過去と比べ時間軸が大きく短縮されている現代では、IoTに代表される社会構造の変化を伴った技術革新の大きなうねりが短時間で起きております。

しかし、これこそ当社グループの活動領域の中に新たな需要が次々と作り出されているということであり、当社グループにとって強い追い風が吹いていると言えます。また、換言すれば、この追い風をいかにビジネス拡大に繋げていくかが、将来にわたり大きく飛躍できるかの分岐点であると考えております。従って、新製品開発力の強化と時代の要請に即した新製品開発を執り行うことが極めて重要であり、当社グループ全ての部門で問題点と開発の方向性を共有し、グループの総力を結集する必要があります。

③ 国内マーケット対策

コロナ禍の中、CASE等に代表される新たな技術、イノベーションによる新規投資需要が確実に発生しております。これらは当社グループのビジネスチャンスであり、且つ無限と言っていいほど存在しております。これらのビジネスチャンスへのアプローチが地域によって差があり、この差を埋めていくことが一つの課題であると認識しております。長い歴史と細かな拠点網が構築されている静岡県及びその近隣では、その捕捉率は比較的高いものがあります。しかし、新設拠点が多い地域ではまだまだ遅れをとっており、その改善のため現在の進出先を中心に市場拡大を狙える地域への積極的な投資を行っていく必要がります。

④ グループ総合力の向上

IoTを始めとするインテリジェントFAシステム市場に次々と登場する新技術に対応しうるためには分野別に細分化された各子会社と当社が力を合わせてより強力なシナジー効果を発揮し、グループトータルの技術力、提案力を強化する必要があります。また、当社グループの重要施策の一つである「One Stop Shopping」の更なる拡充・拡大のためにもグループ内の相互理解を深めるための人的交流やグループ展示会の開催等にも前向きに取り組み、グループ内で展開している事業に対する正確な知識と情報をグループ全員が共有できるような環境作りが肝要と考えております。この点においても引き続き積極的に取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

区分	事業内容
インテリジェントFAシステム事業	インテリジェントFAシステムの開発、設計、製造並びに販売
IT制御・科学測定事業	FA機器、IT機器、コントロール機器、科学分析機器、計測機器、産業機械等の販売
その他	不動産賃貸、その他

(6) 主要な営業所及び工場（2021年6月30日現在）

当社	本社	静岡
	事業本部	東京支社
	支店	富士（静岡）、浜松（静岡）、関西（大阪）
	営業所	仙台（宮城）、宇都宮（栃木）、つくば（茨城）、神奈川中央（神奈川）、御殿場（静岡）、沼津（静岡）、静岡、島田（静岡）、袋井（静岡）、豊橋（愛知）、三河（愛知）、名古屋（愛知）、高岡（富山）、神戸（兵庫）、福岡、熊本、鹿児島
	工場等	本社工場（静岡）、R&Dセンター（静岡）、テクニカルセンター（静岡）、富士サービスセンター（静岡）、富士サポートセンター（静岡）、相模原事業所（神奈川）、名古屋テクニカルセンター
アプレスト株式会社	本社	静岡
	支店	浜松（静岡）
	営業所	富士（静岡）、静岡、島田（静岡）
協立機械株式会社	本社	静岡
	営業所	相模原（神奈川）、沼津（静岡）、富士（静岡）、静岡、菊川（静岡）、浜松（静岡）、北九州（福岡）、鹿児島
	工場等	焼津テクニカルセンター（静岡）
協和電工株式会社	本社	静岡
	営業所	富士（静岡）、島田（静岡）、袋井（静岡）
SKC株式会社	本社	東京
	支店	九州（熊本）
	営業所	釧路（北海道）、苫小牧（北海道）、石巻（宮城）、富士（静岡）、岩国（山口）、日南（宮崎）
	工場等	辰巳サービスセンター（東京）、九州サービスセンター（熊本）
協立テストシステム株式会社	本社	静岡
	事業所	相模原（神奈川）
	支店	関西（大阪）
	営業所	名古屋（愛知）、袋井（静岡）
東海システムサービス株式会社	本社	静岡
株式会社アニシス	本社	静岡
	工場等	本社工場（静岡）、第二工場（静岡）
第一エンジニアリング株式会社	本社	静岡
	事業所	富士（静岡）、島田（静岡）、八代（熊本）、東京

(7) 使用人の状況（2021年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
インテリジェントFAシステム事業	377名	7名増
IT制御・科学測定事業	287	13名増
その他	1	-
全社（共通）	6	-
合計	671	20名増

(注) 使用人数は就業人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
381名	7名増	45.2歳	17.4年

(注) 使用人数は就業人数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井UFJ銀行	500百万円
静岡県信用農業協同組合連合会	400
株式会社みずほ銀行	300
株式会社三井住友銀行	300
株式会社清水銀行	200
株式会社静岡銀行	180

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,369,200株
- ③ 株主数 1,473名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
エム・エヌ・エス株式会社	1,188千株	29.52%
西 信 之	262	6.52
西 光 世	169	4.22
協立電機社員持株会	155	3.85
株式会社三菱UFJ銀行	138	3.43
西 雅 彦	128	3.20
協立電機取引先持株会	120	2.99
西 美 弥 子	104	2.60
株式会社静岡銀行	102	2.53
横河電機株式会社	96	2.39

(注) 持株比率は自己株式(344千株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2021年6月30日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 信 之	協立テストシステム株式会社代表取締役会長
常務取締役	瀬 本 保 範	海外営業本部長兼第三営業本部長
常務取締役	大 石 勝 久	国内営業本部長兼工事本部長兼ロボット本部長
取締役	望 月 国 雄	第一エンジニアリング本部長兼CE本部長
取締役	藤 嶋 善 彦	関東ブロック営業本部長 東海システムサービス株式会社代表取締役社長 株式会社メック代表取締役社長
取締役	鈴 木 雅	SSBソリューション株式会社顧問
常勤監査役	田 尻 博比古	
常勤監査役	木 村 精 次	
監査役	伊 藤 喜代次	たちばな法律事務所
監査役	西 光 世	

- (注) 1. 取締役のうち鈴木雅氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
 2. 監査役のうち木村精次氏及び伊藤喜代次氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

3. 2021年6月30日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当
執行役員	川 口 恵 之	EMC推進センター長
執行役員	井 出 道 宏	第一営業本部長
執行役員	櫻 田 悅 主	第二営業本部 東部エリア統括長
執行役員	前 田 卓 久	第二エンジニアリング本部長兼経営企画室長
執行役員	田 方 裕 二	第二営業本部 中部エリア統括長
執行役員	小 島 基 治	CE本部 副本部長
執行役員	新 井 由 朗	第一エンジニアリング本部 副本部長
執行役員	平 井 伸 太 郎	管理本部長

② 取締役及び監査役の報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について、社外取締役への諮問を経て、取締役会で決定しております。その概要は次のとおりです。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、社員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の業績に連動した現金報酬とし、各事業年度の単体、連結の最終利益額を基準に職責、その貢献度から算出した額を賞与として毎年一定の時期に支給する。非金銭報酬については特に定めない。

(二) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業状況を参考とした報酬水準を踏まえ決定することとする。

□ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2002年9月26日開催の第44回定時株主総会において取締役については「年額1億5千万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）」、監査役については「年額2千万円以内」とそれぞれ決議いたいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名です。なお、本定時株主総会における第5号議案を原案どおりご承認いただきますと「取締役報酬年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）」「監査役報酬年額3千万円以内」となります。現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）、監査役は4名ですが、第3号議案を原案どおりご承認いただきますと本定時株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役は4名となります。

ハ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長西信之がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、賞与の総額については取締役会において審議し、その結果を株主総会へ付議することとします。また、報酬額の算定の基礎となる各取締役の評価については社外取締役において、そのプロセスが適切に行われているかを評価し、決定するものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	業績運動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	90,069千円 (3,600千円)	74,469千円 (3,600千円)	15,600千円 (-千円)	6名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	13,200千円 (4,800千円)	13,200千円 (4,800千円)	-千円 (-千円)	4名 (2名)
合計 (うち社外役員分)	103,269千円 (8,400千円)	87,669千円 (8,400千円)	15,600千円 (-千円)	10名 (3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績運動報酬等は、2021年9月28日開催の第63回定時株主総会において決議予定の役員賞与15,600千円（取締役5名分）であります。
 3. 非経常的な損益も含めた結果責任である最終利益額を指標とすることにより業務執行取締役が株主と利害を共存できると判断したため、業績運動報酬等の額の算定基礎として各事業年度の最終利益額を業績指標として選定しており、2. (3) ②イに記載の決定方針のとおり算定しております。なお、当事業年度を含む最終利益額の推移は、1. (2) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 社外役員に関する事項

- イ 他の法人等との兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
 (イ) 取締役鈴木雅氏は、SSBソリューション株式会社の顧問であり、当社と同社の間には取引関係はありません。
 (ロ) 監査役伊藤喜代次氏は、たばな法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所の間には重要な取引関係はありません。
- 主要取引先等特定関係事業者との関係
 該当事項はありません。
- ハ 当事業年度における主な活動状況
 (イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（5回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 鈴木 雅	14回	100%	-回	-%
監査役 木村精次	14	100	5	100
監査役 伊藤 喜代次	13	92.9	5	100

- (ロ) 取締役会及び監査役会における発言状況
 取締役鈴木雅並びに監査役木村精次及び伊藤喜代次の各氏は、それぞれ議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- (ハ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
 社外取締役の鈴木雅氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、会社経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに客観的・中立的な立場から業務執行の監督を行い、また、経営全般に対して助言することでコーポレート・ガバナンス強化にも貢献しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 芙蓉監査法人

② 報酬等の額

区分	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

具体的には、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から会計監査人が監査を遂行するに不十分と判断した場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括するため、以下の施策を取り進める。

- イ 「管理規程」をさらに一層具体化し、意思決定に関する申立・起案部局と意思決定者とが一目で明確になるよう整備する。
 - 当社はリスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会(以下「CR管理委員会」とする。)」を設置し、取締役または執行役員からCR管理委員長を選任する。
 - ハ CR管理委員長をコンプライアンス担当役員とし、社内に相談・通報体制を設け、役員及び使用人等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気がついたときは、コンプライアンス担当役員に通報しなければならないと定める。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。
 - 二 CR管理委員会は役員及び使用人等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、隨時研修等を通じ、指導する。
-
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報については、「管理規程」に基づき定められた期間、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、管理本部にて保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ CR管理委員会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを齎かすあらゆるリスクに対処すべく実践的運用を行う。平常時においては、各部門においてその有するリスクの洗い出しを行いそのリスクの軽減等に取り組み、その運用報告を隨時CR管理委員会に報告する。リスクの内、コンプライアンス、環境、輸出管理及び情報セキュリティーに関しては、規則の見直し、研修の実施、マニュアルの作成等を行う。また、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が危機管理にあたることとする。
- CR管理委員会は次のリスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備することとする。
 - (イ) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - (ロ) 役員・使用人の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - (ハ) 基幹システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - (二) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を「定款及び附属規程」に基づき毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、執行役員も含めた予算会議を別途毎月1回開催し、実行施策に関する具体的意思決定を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- 当社の取締役、執行役員及び使用人が、子会社の取締役を兼任し当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

- ハ 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とし、当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価の上、監査結果を当社代表取締役に報告する。
 - ニ 子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社コンプライアンス担当役員がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
 - ホ グループ共通の「協立グループコンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。
 - ヘ 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、子会社の取締役会で協議すること等により子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補佐すべき使用人として、監査役スタッフを置く。監査役スタッフは原則1名以上とし、専任でかつ計数的な知見を十分に有する使用人とする。
 - 監査役スタッフは、監査役の指示に従いその職務を行うと共に、子会社の監査役を兼務可能とする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ 前号の監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。
 - 監査役スタッフの人事考課については、常勤監査役が行うものとする。
 - ハ 監査役スタッフは、子会社の監査役を兼務可能とするが、グループの業務の執行に係る役職は兼務しない。
 - ニ 監査役スタッフが兼任の場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- (イ) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
- (ロ) 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
- (ハ) 社内外へ環境、安全、衛生、製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの
- (二) 企業行動基準、協立グループ企業倫理規程への違反で重大なもの
- (ホ) その他上記(イ)～(二)に準じる事項
- ハ 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が報告を求めた場合、または監査役が協立グループの事業及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことにより不利益な取扱いを受けないと確保する。
- ホ 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 社外監査役の選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断する。

- 協立グループ監査役会は、独自に意見形成するため、隨時開催する。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを活用する。
- ハ 監査役は、会計監査人、内部監査室、グループ各社の監査役と情報交換に努め連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応で臨み、一切の関係を遮断する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

協立グループは財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、定期的にその有効性を評価する。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行う。

また、CR管理委員会が中心となり、グループ各社のコンプライアンス推進担当者に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、グループ全体を統括、推進させる。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,540,724	流動負債	7,524,702
現金及び預金	6,287,688	支払手形及び買掛金	5,062,926
受取手形及び売掛金	6,829,069	電子記録債務	1,447,010
電子記録債権	1,891,413	未払法人税等	175,907
商品及び製品	360,753	未払消費税等	55,476
仕掛け品	488,121	賞与引当金	156,381
原材料	478,500	役員賞与引当金	35,700
短期貸付金	109,873	その他の	591,300
その他の	110,758	固定負債	2,412,797
貸倒引当金	△15,455	長期借入金	1,880,000
固定資産	7,508,661	退職給付に係る負債	430,478
有形固定資産	4,919,395	繰延税金負債	52,874
建物及び構築物	775,251	その他の	49,444
車両運搬具	67,402	負債合計	9,937,500
土地	3,925,130	純資産の部	
その他の	151,611	株主資本	13,281,431
無形固定資産	129,576	資本金	1,441,440
投資その他の資産	2,459,689	資本剰余金	1,872,124
投資有価証券	1,588,273	利益剰余金	10,392,729
長期貸付金	158,498	自己株式	△424,862
繰延税金資産	325,052	その他の包括利益累計額	198,802
その他の	739,395	その他有価証券評価差額金	207,108
貸倒引当金	△351,530	退職給付に係る調整累計額	△8,305
資産合計	24,049,386	非支配株主持分	631,651
		純資産合計	14,111,885
		負債・純資産合計	24,049,386

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売 売	上 原 高	27,294,211
売 売	上 原 價	22,214,540
販 売 費 及 び 営 業	上 総 利 益	5,079,671
販 売 費 及 び 営 業	一 般 管 理 費	3,832,031
當 営 業	利 益	1,247,639
當 営 業	外 収 益	
受 取 利 息		3,038
受 取 配 当 金		28,103
仕 入 割 引		27,660
為 替 差 益		4,656
貸 倒 引 当 金 戻 入		23,521
解 約 精 算 金		20,250
助 成 金 収 入		15,686
雜 収 入		20,182
當 営 業	外 費 用	143,099
支 払 利 息		3,555
壳 上 割 引		3,619
雜 經 常 利 益		2,547
特 別 利 益		9,722
固 定 資 産 売 却 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益		110
特 別 損 失		24,289
固 定 資 産 除 却 損		24,400
投 資 有 価 証 券 評 価 損		
減 損 損 失		20
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		43,780
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		22,903
法 人 税 等 調 整 額		66,705
当 期 純 利 益		1,338,711
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		469,547
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△28,430
		441,116
		897,595
		32,599
		864,995

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年7月1日残高	1,441,440	1,872,124	9,749,075	△424,528	12,638,111
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△221,342	-	△221,342
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	864,995	-	864,995
自己株式の取得	-	-	-	△333	△333
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	643,653	△333	643,320
2021年6月30日残高	1,441,440	1,872,124	10,392,729	△424,862	13,281,431

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年7月1日残高	147,230	△7,617	139,613	596,494	13,374,219
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△221,342
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	864,995
自己株式の取得	-	-	-	-	△333
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	59,877	△688	59,189	35,156	94,345
連結会計年度中の変動額合計	59,877	△688	59,189	35,156	737,666
2021年6月30日残高	207,108	△8,305	198,802	631,651	14,111,885

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	11,330,438	流动負債	5,802,418
現金及び預金	4,801,631	支払手形	945,787
受取手形	524,551	記録債務	1,447,010
電子記録債権	1,168,373	買掛金	2,729,049
売掛金	3,835,653	未払法人税	164,077
商原仕掛品	140,633	未払消費税	133,649
短期貸付金	278,246	未前償引当金	24,448
前倒引当金	187,633	預貰金	62,056
その他	372,740	与引当金	149,466
貸倒引当金	1,254	役員賞与引当金	39,316
固定資産	26,770	設備関係支払手形	88,300
有形固定資産	△7,050	その他の負債	15,600
建物	6,510,703	固定負債	1,566
構築物	3,860,273	長期未払金	2,090
車両	598,567	长期未借入金	2,066,013
運搬具	17,724	退職給付引当金	8,570
工具、器具及び備品	35,561	長期預り敷金	1,700,000
土地	53,571	長期預り保証金	353,402
無形固定資産	3,154,849	負債合計	3,300
ソフトウェア	83,563		740
電話加入権	64,445	純資産の部	7,868,432
その他	6,820	株主資本	9,874,939
投資その他資産	12,297	資本剰余金	1,441,440
投資有価証券	2,566,867	資本準備金	1,860,544
関係会社株式	723,125	その他資本剰余金	1,830,491
出資	620,051	自己株式処分差益	30,052
長期貸付金	5,132	利益剰余金	30,052
関係会社長期貸付金	74,190	利益準備金	6,997,817
破産更生債権等	964,795	その他利益剰余金	60,000
長期前払費用	79,674	固定資産買換積立金	6,937,817
差入保証金	3,482	別途積立金	39,936
ゴルフ会員権	15,682	繰越利益剰余金	6,000,000
継延税金資産	2,950	自己株式	897,881
その他	178,578	評価・換算差額等	△424,862
貸倒引当金	48,799	その他有価証券評価差額金	97,770
資産合計	△149,593	純資産合計	97,770
	17,841,142	負債・純資産合計	17,841,142

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,482,231
売上原価	13,212,640
売上総利益	3,269,590
販売費及び一般管理費	2,398,517
営業利益	871,072
営業外収益	
受取利息	16,301
受取配当金	212,651
為替差益	1,229
仕入割引	2,492
貸倒引当金戻入額	23,485
雜収入	32,282
	288,442
営業外費用	
支払利息	6,179
雜損失	1,289
経常利益	7,468
	1,152,045
特別利益	
固定資産売却益	9
投資有価証券売却益	5,025
	5,035
特別損失	
固定資産除却損	0
関係会社株式評価損	43,780
減損損失	22,903
	66,684
税引前当期純利益	1,090,397
法人税、住民税及び事業税	323,927
法人税等調整額	△42,490
当期純利益	281,436
	808,960

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剩余额			利益剩余额				
		その他 資本剩余额	資本剩余额 合計	利益準備金	その他利益剩余额			利益剩余额 合計	
		自己株式 処分差益			固定資産 買換積立金	別途積立金	繰越利益 剩 余 金		
2020年7月1日残高	1,441,440	1,830,491	30,052	1,860,544	60,000	39,936	5,300,000	1,010,262	6,410,198
事業年度中の変動額									
剩 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	-	△221,342	△221,342
別途積立金への積立	-	-	-	-	-	-	700,000	△700,000	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	808,960	808,960
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	700,000	△112,381	587,618
2021年6月30日残高	1,441,440	1,830,491	30,052	1,860,544	60,000	39,936	6,000,000	897,881	6,997,817

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年7月1日残高	△424,528	9,287,654	85,024	85,024	9,372,679
事業年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当	-	△221,342	-	-	△221,342
別途積立金への積立	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	808,960	-	-	808,960
自己株式の取得	△333	△333	-	-	△333
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）	-	-	12,746	12,746	12,746
事業年度中の変動額合計	△333	587,285	12,746	12,746	600,031
2021年6月30日残高	△424,862	9,874,939	97,770	97,770	9,972,710

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月18日

協立電機株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 潤 印

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 岳 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協立電機株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協立電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負つ。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月18日

協立電機株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市			
指 定 社 員	公認会計士 鈴 木 潤	印	
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士 鈴 木 岳	印	
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協立電機株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして監査を行った結果、監査報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月19日

協立電機株式会社 監査役会

常勤監査役	田	尻	博	比	古	㊞
常勤監査役（社外監査役）	木	村	精	次	㊞	
社外監査役	伊	藤	喜	代	次	㊞
監査役	西		光	世	一	㊞

以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

第63回定時株主総会会場ご案内図

会場 静岡県静岡市駿河区中田本町63番7号
アゼリアホール



アクセス 東名静岡ICより1.8km
JR静岡駅より徒歩30分
しづてつジャストライン「中田四丁目」バス停下車 徒歩3分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。